

令和元年度 第12回定例(3月)教育委員会議 会議録

令和元年度第12回定例教育委員会議が、令和2年3月19日(木)午後2時30分に教育長室に招集された。

議事日程

第1 開会	午後2時30分開会
第2 教育長挨拶	
第3 令和元年度第11回議事録の承認	承認
第4 教育長活動報告(別紙資料)	
第5 審議事項	
審議1 猿払村立学校管理規則の一部を改正する規則について	次回報告
審議2 猿払村立学校職員等の自家用車の公用使用に関する規則の一部を改正する規則について	承認
審議3 猿払村教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則について	承認
第6 報告事項	
報告1 令和2年度行政執行方針及び教育行政執行方針について	承認
報告2 令和元年度猿払村一般会計補正予算(第11号)について	承認
報告3 令和元年度猿払村一般会計補正予算(第12号)について	承認
報告4 令和2年度猿払村一般会計予算について	承認
報告5 修学旅行の引率業務等に従事する村立学校職員の勤務時間の割振り等に関する 要領の一部を改正する訓令について	承認
報告6 新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業期間等における 村立学校職員の在宅勤務実施要領について	承認
報告7 猿払村スクールバス整備管理規程の制定について	承認
報告8 猿払村教育指導員設置要綱の制定について	承認
報告9 猿払村立小学校及び中学校臨時の教職員の任用等に関する要綱の一部を改正する 訓令の制定について	承認
報告10 令和2年4月1日付け教職員人事異動について	承認
報告11 令和2年4月1日付け教育委員会人事について	承認
第7 活動計画 令和2年3月20日(金)～令和2年4月17日(金)までについて	了承
第8 協議事項	
協議1 区域外就学について	了承
協議1 次回教育委員会議の開催及び令和2年度会議日程について	了承
次回会議 とき：令和2年4月17日(金) 14時00分～	
第9 その他 なし	
第10 閉会	

議事録署名委員

原本署名済

議事録作成職員 教育次長 阿部 孝好

第12回定例(3月)教育委員会議出席者名

〔出席委員〕	教育長職務代理者	宮川 哲
	委 員	棟澤 弘章
	委 員	桧 物 誠
	教 育 長	眞坂 潤一
〔出席職員〕	教 育 次 長	阿 部 孝 好
	給食センター所長	西 口 亮 一
	教 育 指 導 員	浅 野 孝 一

○阿部教育次長：ただいまより第12回猿払村教育委員会議を開催致します。教育長よりご挨拶致します。

○眞坂教育長：はい。どうもご苦労様です。令和元年度、一応回数としては最後の教育委員会議ということになりました。令和元年度も1年間に渡りまして様々な会議、そして研修等ですね、ご参加をいただきましたことに感謝を申し上げます。ここ数カ月はコロナウイルスの関係で、臨時で教育委員会議を招集したこともあり記憶もないんですけど、そういうことで緊急の対応が必要だったということもあって、お集まりをいただいたところであります。ここ数日間は割と発症者の数も昨日が2人。その前の日がゼロということで、幾分落ちつきが見られるのかなという状況で昨晚、北海道知事から緊急事態宣言を終了するという内容の記者会見が、あったところであります。それを含めてですね。今日この会議の後にまた村内の校長さんに集まつていただいて、新学期、入学式、始業式も含めての対応を一応、猿払村の中では検討したいということも考えているところであります。今日は議会関係の報告等も沢山ありますので詳しくは教育次長の方から説明をさせていただきます。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○阿部教育次長：はい。続いて、『令和元年度第11回議事録の承認について』です。内容の方はご確認いただけていたかと思いますので署名の方をよろしくお願ひ致します。

《各委員署名》

○阿部教育次長：はい。有難うございます。それでは4番『活動報告』に移ります。資料1番です。教育長より行います。

○眞坂教育長：はい。それでは2月18日から3月19日にかけての様々な事業について、主なものだけ報告をさせていただきます。主なものといつてもほとんどコロナウイルス関係の会議等の報告が主であります。順番に行きます。2月18日には例年実施されています宗谷教育局の教育支援課長さんほかがそれぞれの市町村の教育委員会訪問ということで今回も猿払の方にお越し下さいまして、いろいろ情報交換を行いました。それから2月19日です。食と健康に関するプロジェクト会議というのが村の中で新たに立ち上がりまして、何かということなんですが、令和2年度に旧芦野小学校のグランドでビニールハウス2棟を建設して、イチゴ栽培と葉物野菜の栽培を実証実験、3年間かかけて実証実験を始めるという新年度予算が先日可決されて、いよいよ令和2年度からスタートすることになりました。それに当たって村の職員が集まって、関係の職員が集まってですね。プロジェクトを立ち上げて、そこで生産されるものは一体村の中でどう活用できるか。村の外にどうPRしていくかと、それも含めてですけども、販路拡大、獲得も含めてですけども、そういったことを打ち合わせする会議ということで教育委員会関係からは給食センターの管理栄養士の高田がこのプロジェクトに参加することになりました。2月19日に第1回が行われております。今後も年、数回程度のプロジェクトが招集されて、色々話し合いがされる予定であります。それから2月20日ですけれども、例年、稚内北星学園大学の学生さんに協力をいただいて猿払

村の子供達に勉強を教えていただく学習塾みたいな取り組みをしているところですけども、令和2年度の取り組みについて打ち合わせに行ってきております。ご承知のとおり北星学園大学も京都かどこかの学校に編入されるということで、経営者が変わるということです。それも含めてですね。今後の状況等も確認の意味で打ち合わせに行ってしております。一応、2年度も元年度と同様の取り組みにご協力いただけるようご返事をいただいたところであります。それから、2月22日です。和菓子づくり教室ということでこれも例年実施して、今年で5回目になりますか。桜餅とうぐいす餅を天北の長寿焼きサークルの方が最初からこの教室に参加されていた方たちを逆に講師にして今年は11人の村民の方が集まつてくださいました。大変おいしい桜餅とうぐいす餅が出来たというふうに聞いております。それから24日。村営スキー場の営業終了日ということで設定していたんですが、雪解けが早くて実際は2月11日の日が最後の営業という形になりました。例年よりも2週間早くですね閉めざるを得なかつたというところであります。利用者の方もやはり期間が短くなつたせいで昨年よりも少し減りましたけれども、旅客収入。村民外の方が、どこのスキー場もオープン遅かったのですけど、幾分うちが早かった分があつて他所からうちのスキー場に来て下さる方が多くて、収入は昨年を遥かに超える収入を得ることが出来ました。ま、微々たるものですが、そういう状況であります。それから25日。コロナウイルス感染症対応の緊急会議ということで、まずは村の方で状況を把握しようということで協議をまず行いました。それから、翌日は村の対策本部が立ち上がりまして、第2回目ですね。26日が2回です。第1回目は、2月の21日に対策本部が立ち上がっております。そういうことで回数を重ねて村のいろんな事業の中止・延期ですか、施設の閉鎖だとかそういう関係の打ち合わせをしております。これにあわせて臨時的に校長さんに集まつていただいて学校の授業の関係ですか、そういう協議を2月26日からですね、ずっと3月の頭までそういう形で招集をして対策をしてきたところであります。3月2日、浜頓別高校の卒業式が行われましたけれども予定は1日であったんですが1日は一応伸ばして下さいという、北海道の要請でしたので翌日に実施されております。卒業生と教職員のみの式典だったということで、例年私も行っているんですけども、今回は欠席をしております。それからご挨拶の中でもお話ししたとおりですね。2日の日には臨時教育委員会議ということで夜集まつていただきました。そのあと北海道教育委員会の教育長それから道ですね。テレビ会議等がありまして、何回かあります私出席してきております。14支庁管内のそれぞれの市町村の、教育長さんがそれぞれの振興局に集まつてテレビでこういろいろ意見を申し上げて来たところであります。一応1回目の部分については3月4日まで施設は閉鎖しましょうということで協議は進んでおりましたけれども、北海道の知事の意向を受けて5日から学校については終業式の日まで臨時休校。それから村の施設については29日、日曜日まで閉鎖という形で村内の放送でも流れたとおりであります。農村環境センターも閉館になった関係で保育に困るご家庭のお子さんを預かる学童保育を3月5日から農環センターを会場に行っております。一応、保育所の学童保育に登録されている方が対象ということで、基本的にはどなたか面倒を見て下さるおじいちゃんおばあちゃん若しくはご家族が傍にいらっしゃる方についてはなるべくそちらで、どうしても子供をうちに置いて行かなきやいけないという方だけを対象に実施をしております。現在も実施中であります。それから3月10日から12日まで定例村議会、3日間行われまして教育関係の予算も可決をいたしましたところであります。詳しくは次長の方から後ほど説明をさせていただきます。そして、もうもう学校臨時休校もあったんですけど、3月13日には拓心中学校の卒業式を卒業生、そして卒業生の保護者教職員で実施をしたところであります。ちなみに小学校は明日、鬼志別小学校。そして日曜日に浜鬼と知来別の卒業式が予定されております。主な内容としては以上でございます。

○阿部教育次長：はい。それでは、5番の『審議事項』に移りたいと思います。今回議案多いですけども、機械的なものばかりですので概要のみ説明させていただきます。まず審

議1番として『猿払村立学校管理規則の一部を改正する規則について』ということで資料2番になります。こちらの方は改正内容といたしましては以前提案させていただいた、働き方改革アクションプランで先生方の残業時間を45時間以内とするということを方針として出していたところなんですけども、それを都道府県も条例化、市町村においては規則化しなさいということで、規則に定めなさいということでの改正となっております。で、年間については360時間ということで、こちらを目標に新年度からは先生方の働き方改革を進めるということでの改正となっております。それ以外については特段、文言の修正だけですので主な改正の内容としてはその時間設定ということでご承知おきいただければと思います。併せて資料3番です。こちらの方をご覧下さい。こちらは『猿払村立学校職員等の自家用車の公用使用に関する規則の一部を改正する規則』ということで1枚目分かりづらいので、1枚おめくりいただいて更にもう一枚おめくりいただいて、これも分かりづらいので、主な改正は実はですね5ページ目、5/8と書かれているページをご覧いただきたいと思います。今回の主な改正としましては、先生方が自家用車を使って外勤をする際に、こういう台帳に記録をしていく形になっているんですけども、この右側の真ん中右側の方の中に”アルコールチェックの一反応”と書かれているのがご覧なられるかと思うんですけども、道立学校については外勤をする際にアルコールチェックをして下さいということで、そちらで呼気を測定して反応がないことを確認した上で車に乗っていいですよということになります。それで基本的には道立の規則は準じて、市町村でも定めて下さいということとなっておりますので、実は猿払村も予算化して、各学校に一本ずつアルコールチェック器を配置して新年度からはアルコールチェックをして飲酒運転のない万全な体制で行っていただくという改正が主な内容となっております。

○眞坂教育長：あまりにも飲酒運転の検挙が多かったので、こんなふうになってしまって。

○宮川委員：結構、この間、新聞読んでいたらなんか出ていたもんね。

○眞坂教育長：仕方ないです。

○阿部教育次長：翌日の二日酔いがどうしても・・・当然、夜乗らない人もほとんど。もう当たり前化はしているんですけども、前の日のお酒が残って飲酒運転というケースがぽつらぽつらあるということで、そちらを徹底的に防止しようという内容になっております。続いて資料4をご覧下さい。『猿払村教育指導員の設置に関する規則を廃止する規則』ということで、浅野先生の設置規則にはなるんですけども、ちらなくするということではなく、村の制度の改正の関係で一旦この規則を廃止して、後ほど報告の8番で新たに要綱ということで、内容は同じものを定めておりますので、こちらは制度改革に伴う改正ということで内容については全く変わっておりませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。この審議1、2、3については全く独自性のない機械的な改正ですので今の概要を聞いていただいてご承認いただければと思います。よろしくお願ひ致します。

○宮川委員：はい。

○阿部教育次長：それでは沢山ありますので進めさせてください。『報告事項』に移ります。まずは報告の1番から4番まで先日、3月10日から12日まで3日間行われました議会の関係で、報告の1番と報告の4番につきましては執行方針と一般会計予算、当初予算の関係につきましては2月の教育委員会議で報告した内容のとおりとなっておりますので今回資料は割愛させていただいております。この教育委員会議で提案が間に合いませんでした。補正予算の関係についてだけ資料5番、1枚ものです。予算の関係で報告させていただきたいと思います。この中で大きなものとしましては国の補助金の決定を受けまして鬼志別小学校の教員住宅1棟2戸の建設を行います。もう1つ、お話はさせていたいでいたGIGAスクール構想ということで、学校のパソコン環境を一新する大きな事業ですけれども、一人1台、児童生徒にタブレットなどの端末を配つてということでの事業なんですけども、今回この16,917,000円については学校のLAN配線の関係だけをまず先行して改修したいということで、今回この予算の中にはこのLAN整備をまず先行し

て環境を整えたいということで予算化を、補助金の決定を受けましたので予算化しております。そのほか三角になっているものは、年度末の執行残の精査ですので割愛させていただきます。真ん中の工事請負費 3,350 万円というところが LAN 配線関係の更新に係る工事代金ということで 5 校全て合わせると、このような大きな金額となっております。裏面をご覧下さい。今最初に申し上げました。鬼志別小学校の関係で教員住宅のほかトイレ改修も実は補助金の決定を受けておりまして 1,500 万円ということで 1 階 2 階、4 力所実は端々に 1 階 2 階 4 力所のトイレがあります。そちらの方、和式の洋式化あと一部間取りパーテーションの動かして車椅子も一部対応できるようにということで改修をしたいということで考えております。真ん中の委託料 1,551,000 円は設計になります。工事請負費として 4,500 万円住宅建設工事ということで予算化をさせていただいております。一番下、給食センターの関係なんですけども、こちらについては執行残ではなく年度末で需用費、修繕料に不足が生じたということと、保険料。こちら他の総務係、社会教育係もそうなんですけども、車の公用車の保険料がちょっと村の全体の事故が何件か発生した関係で、割引が下がっているということで不足が生じている部分を補正させていただいております。こちらが 3 月定例会の補正予算の概要になります。はい。まだちょっと沢山ありますので進めさせていただきます。規則の改正です。報告の 5 番です。『修学旅行の引率業務等に従事する村立学校職員の勤務時間の割り振り等に関する要領の一部を改正する訓令について』ということで、先生方の変形労働時間ということで特定の業務を行う場合に勤務時間はみ出る部分を別な日に休みに振れるということでその業務が決まっております。その特殊な業務ということで今回新たに道立の規則が改正されまして、それに合わせて村の要領も改正をしております。この 1 枚物の裏面をご覧下さい。「対外運動競技等の当番校の業務」ということで、真ん中の 13 と書かれているところがあります。こちらが新たに追加された業務になります。この業務で時間外を生じるお仕事に関しては別な日に指定をして休む。休みを取れるということになっております。対外運動競技等の当番校というのは主に例えば中体連の全道大会で当番校になってその業務があるというようなことが対象になります。猿払村はなかなか全道大会の当番校となることはもうないですし、管内大会も実は稚内がほとんど主に行われておりますので、ほぼ想定はされないですけれど、過去にバレーボールの全道大会の稚内で行われた時にうちのバレーボールの先生が要請を受けて業務についたということがありましたので、今後そういう場合についてはこの対象になるということで、今までではなかったんですけども、新たに追加をされております。続いて資料の 7 番、こちらは『新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における村立学校職員の在宅勤務実施要領』ということで新たに作成したものになります。これは先生方が新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴って保育所が休み、当然学校も休みになったということで、自宅で子供を見なければならぬと。で、保育所も預けることができないというような場合にあって自宅で仕事をしてもいいですよという要領になります。こちら北海道が先に作って、これに倣って市町村の方も定めて下さいということでそれに倣って作ったものですが、北海道については仕事で使っているパソコンを家に持つて帰つていいですという、今まででは考えられないようなことが許可されています。ただ、猿払村の場合については教育長のパソコンと同じデスクトップパソコンしか先生方に配っておりませんのでそちらを持って帰らせるわけに行きませんので、一部、必要最小限度の書類のみ持つて帰つてもいいですということで一応在宅でも仕事がして構わないという要領を定めております。実際には今のところこれを適用して活用したいと言っている先生はいないんですけども、もし、そういう方が出た場合には可能であるということでこの新型コロナウイルスの感染拡大の防止の期間は恐らくまだまだ続くのではないかなどと思うんですけども一応、春休み終了までということで期間を定めて要領を定めております。こちらの方もこれについては後ほどでけっこうですので、ご確認いただきたいと思います。続いて報告の 7 番、資料 8 番になります。『猿払村スクールバス整備管理規

定の制定について』ということで、こちらは新しいことをやるわけではないですけども、スクールバス今委託をしておりまして、運行・整備についても今年でいきますと、浅茅野にあります株式会社ティシンさんに委託をしております。こちら、整備管理の規定を定める必要があるということで村の方が昨年作りましたので、ちょっと遅ればせながらスクールバスを管理する教育委員会としても、こちらを定めて国土交通省への届出ですか整備する内容を管理する項目等々を規程に定めております。全く村のものを引用させていただいてスクールバスの管理をということで定めさせていただいたものになります。続いて資料の9番になります。『猿払村教育指導員設置要綱の制定について』ということで資料9番。先程、規則を廃止ということで、新たに7月1日から適用する猿払村教育指導員の設置要綱になります。こちらの内容は今まで設けておりました廃止した規則と全く同じ内容になっております。教育指導員1名を定数とし第4条に定める業務を行っていただくという内容の要綱を定めたいということで提案させていただいております。続いても規則の改正になります。資料10番をご覧下さい。『猿払村立小学校及び中学校臨時教職員の任用等に関する要綱の一部を改正する訓令』ということで村の臨時職員、非常勤職員の規定が会計年度任用職員ということで変わりまして、大きく変わるものではないんですけども元々の基盤となる規則が変わりましたので、そちらを引用している主に村費の先生、鬼志別小学校に1名いる村費の先生と、非常勤の学校支援員さんの関係の要綱になります。こちらも、現行となんら変わらない内容ですが新たに制度の改正に伴って規則を改正させていただきたいと思っております。はい。こちらは特に内容に変化が生じるものではないので、報告に代えさせていただきたいと思います。こちらから新年度の関係のお話になりますので詳しく説明をさせていただきます。報告の10番です。

『令和2年4月1日付け教職員人事異動について』ということで資料11番をご覧下さい。先生方の異動の関係が固まりましたので、ご報告させていただきたいと思います。鬼志別小学校につきましては6名の方が転入されます。1名は定数増ということで新規採用の方が1名ですね。そのほかは転任ということでこのような方がそれぞれ鬼志別小学校に転入されるということで、上から2つ目の方については先日お話ししました英語の関係を主に行う先生になります。その方が各小学校回って、英語の巡回指導を行うということで来ていただく先生も名前が入っております。1枚めくついていていただきて、知来別小学校につきましては2名ということで、どちらも転入されます。定数の増減はありません。浜鬼志別小学校なんですが校長先生が定年退職ということであったんですが、校長先生、教頭先生が同時に代わるということで昨年は知来別小学校が校長先生、教頭先生が同時異動ということで、なるべく避けたいという教育長の思いもあったんですけども避けられないということで2名代わります。1名の教諭につきましては定数減ということで中頓別の小学校に転出されるんですけども、その補充はなしということで浜鬼志別小学校については校長先生、教頭先生が代わられるという異動内容になっております。で、浅茅野小学校につきましては事実上校長先生の交代ということだけになっております。期限付きの2名につきましては、そのまま再任ということでメンバーについては校長先生のみの異動となります。拓心中学校につきましては教頭先生の交代の他、5名ですね。5名の方の転入があるということで新規採用の方が1名ということで、上から2つ目のこの教諭の方は以前、猿払村で村費の教職員をやっていた方ですので正規採用後、浜頓別の小学校に採用後拓心中学校に戻って来るということで○○さんなんですが。そちらの息子さんになります。猿払村にはもう3年4年ぐらい勤めていた方ですので知っている方もいるんじゃないかなと思います。こちらが4月1日付けの人事異動の発令内示ということで3月の25日に管理職の方が、新聞報道で公表の解禁になります。26日が一般の校長先生、教頭先生を除く教職員の方の公表日となっておりますので、公表日前ということですのでこの情報についてはくれぐれも発表までは閉まっておいていただきたいと思います。恐らく学校の方は、それぞれの学校だけ人事の関係については転任の離任式がもう行わなければいけないということで

恐らく浜鬼志別、知来別が 25 日浅茅野と拓心中学校が 23 日ということで離任式が行われます。鬼志別小学校も 25 日ですね。そちらでそれぞれの学校の部分の転任される関係については発表されるということで聞いております。こちらが 4 月 1 日の先生方の人事異動の内容になります。続いて、資料 12 番。次は、教育委員会の人事に異動の関係になります。一番上〇〇〇〇は名前が入っておりません。本日午前中に内示が行われたということで、教育委員会の関係のこの”〇”についてはなしということで一番下に、この 2 年 3 月 31 日に任期満了ということで小俣が今社会教育係にいるんですけども、任期満了を以て役場を去られるということで、その補充がないということで教育委員会の事務局、給食センターの人事異動の関係は以上となっております。令和 2 年 4 月 1 日付ということで村の常勤の臨時職員そして非常勤の臨時職員ということで浅野先生以下このような方々に勤めていただいているんですけども、皆さん再任をしていただく、させていただくということで考えております。一部〇〇ということで、浅茅野小学校も学校支援員を 1 名新規で配置したいということで今人選、人探しを行っているんですけども、なかなか適任者が見つからないということで、ここの方だけまだ決まっておりません。もしかすると 4 月 1 日を過ぎるかもしれないんですけども決まり次第浅茅野小学校に配置をしてということで考えております。以上、ちょっと駆け足で報告事項の方説明させていただきました。質問ありましたらお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。よろしくお願ひします。先生方の人事の関係の情報についてはくれぐれも内密にしていただくようお願ひしたいと思います。はい。それでは 7 番の『活動計画』に移りたいと思います。資料 13 番をご覧下さい。当面、明日以降の予定の事業等になります。卒業式が明日から小学校の方で順次行われる予定なっております。浅茅野小学校についてだけなんですが、卒業児童 1 名ということで卒業式を中止することに致しました。それで終業式に当たる日に校長先生の方から卒業証書を直接授与するということで本来の卒業生と先生と卒業生の保護者のみということで実施をする予定、全校同じ形で実施する予定だったんですけども、卒業児童が 1 名ということで、それでみんなのいる中で送ってあげたいということで、最後の登校日となる終業式の日に卒業証書を授与して終了ということで卒業式としては行いませんということになりましたので 3 月 23 日に浅茅野小学校の卒業証書を授与と書かれているところがそれに当たります。そのほかの 3 小学校につきましては中学校と同じく縮小した形で卒業式を実施致します。3 月 23 日と 25 日にそれぞれ終業式、離任式ということで先ほどの転出される先生方の離任式も併せて行われます。で、春休みに小学校、中学校とも入ります。で、4 月 3 日からということで新年度の予定になりますが、教職員辞令交付式ということで転入される先生方への辞令交付式を実施後、臨時に校長会議、教頭会議ということで、新しいメンバーでの校長会教頭会を実施する予定となっております。4 月 7 日全校の入学式が行われます。この後なんですが、臨時校長会議を開催いたしまして、まず入学式は予定どおりするかどうかを含めて対応検討したいということで考えております。予定通り実施するという場合になった場合はこの 4 月 7 日の小学校は 10 時と中学校については 13 時半ということで行われます。4 月 9 日です。校長会、教頭会、教育委員会の合同会議ということで三者合同会議を開催いたします。この後に議会には載せているんですけども一応例年懇談会ということで、懇親会を開催する予定となっております。教育長の管内の会議と、私の管内の次課長会議がこの間に行われる予定となっております。次の教育委員会議の予定が 4 月 17 日ということで計画をさせていただいております。

○真坂教育長：三者・・・4 月 8 日では？

○阿部教育次長：そうですね、すいません。8 日です。8 日ですね・・・8 日です。木曜日 8 日ですね。ですね。9 日は金曜日です。

○真坂教育長：ん？水曜。

○阿部次長：8 日が高校の入学式なので

○真坂教育長：高校の？

○阿部教育次長：いや、9日でいいです。9日でいいです。

○眞坂教育長：9日でいいの？9日にしたの？

○阿部教育次長：9日にしてはいるはずですね。で、いいですよね？

○浅野指導員：いいです。9日で聞いています。

○阿部教育次長：9日でいいです。よろしくお願ひします。はい。続いて『協議事項』に移りたいと思います。資料 14 番をご覧下さい。『区域外就学の協議について』ということで旭川市教育委員会の方から猿払村に住民票がある方の区域外就学ということで○○に居住される 1 件のご家庭の区域外就学の協議の議題がありました。内容については個人名がありますので、議事録は名前を消して載せさせていただきますが、この中ではお話をしながら提案させていただきます。○○○○の○○さんという方で○○○○の方のご家庭で、実はこの○○○○ということで、今度○学校○年生に上がる方なんですが、この○学校○年生の方につきましては今○学校に在学しております、以前から、この春からは○○の○学校の方に進学するということで実はお話しは聞いていたところです。2枚目3枚目○○○○さんについては○○さんの○○さんにあたる方で、既にこの○○○の○学校に通われております。3枚目の○○○○さんは○○になります。こちらの方も○○の○学校に現在も通われております、私が聞いたところではこの二人は既に転出していたので特別、区域外就学ではなく単なる転校ということで取り扱われていたんですけども、住民票だけ何らかの事情で猿払村に戻って、戻したということになります。住民票のある地域が基本的には校区になりますので、住民票を動かした時点で基本的には猿払村に在学区域となるんですけども、そのまま居住をしている○○○の学校に通わせたいということでの協議になります。で、この○○○○さんについてはもう事実上○○学校を卒業しておりますので、実態の変化はないんですけども、この期間もよく見ていただくと 2 月 27 日から 3 月 31 日までということですわずかな期間を区域外就学ということになります。当然、春から 4 月からは○○に進学されますのでどちらもこの年度内だけの取り扱いになるんですけども 3 枚目の○○○○さんについては令和 4 年 3 月 31 日ということで○○学校の卒業までの期間ということになろうかと思います。はい。以上が区域外就学の協議ということで内容について猿払村教育委員会として了承して下さいということでの協議書になります。こういったことでいろんな事情で住民票はそのままに、居住の実態のある地域での学校に通わせたいという方が今後も、何名かいらっしゃるのかなと思います。こちらについては了承いただきたいと思います。続いて、協議の 2 番になります。新年度の関係の会議日程の確認をさせていただきたいと思います。資料 15 番をご覧下さい。基本的には木曜日。木曜日とした理由はよくわからないんですけども、各校から木曜日を中心に会議の設定がされております。3週目ないし 4 週目の木曜日を基本に会議の設定はさせていただいております。何らかの会議等がぶつかった場合については水曜日だったり金曜日だったりということで、4 月につきましては教育長が前日札幌で会議がありますので、4 月 17 日の金曜日に設定をさせていただいております。ということでこちらも委員さんのご都合によって変更はさせていただきたいと思っているんですけども、一応、年間のスケジュールとしてこのように設定をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。必ず前の会、この前の会のときには次の日程を確認しながら説明させていただきたいと思っております。はい。ということで合わせて 4 月 17 日、次の会議の開催日も提案させていただきたいと思っております。その中でこの 4 月 17 日の横に、三者合同歓迎会ということで先ほどの三者合同会議が 4 月 9 日木曜日に行われることになるんですけど、その夜に転入される校長先生と教頭先生の歓迎会を教育委員さんにも出席して行っているところなんんですけども、昨今のコロナウイルスの関係で、ちょっと・・・開催されるとすると、この日のこの時間ということなんんですけどもその開催するかどうかを含めて後ほどの校長会議の中で確認をしたいと思いますので、決まりましたら、委員さんの方にはご案内を差し上げたいなと思いますのでよろしくお願ひします。ちょっと今のままだと開催は厳しい

かなというところでもあるんですけども、決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。この日に行われた場合。ちょっとこの日は厳しいな。居ないなっていう委員さん、いらっしゃいますか？大丈夫そうですかね。

○桧木委員　　：大丈夫です。

○阿部教育次長：はい。分かりました。ですので、一旦ちょっと案内があるまでお待ちいただければと思います。はい。それと年間の予定の中で7月16日、北海道教育委員研修会（札幌市）ということで、15日から17日の日程で研修会に参加したいということで考えて2泊3日で予定したいと思っておりますのでこちらのこの7月16日の開催はもう、決定しているはずですのでコロナウイルスが続ければこちらも分からんんですけども、年間のスケジュールの中に入れておいていただきたいなと思います。はい。提案したいことは全てこれで以上となります。全体を通して皆さんの方からありましたらお受けしたいと思いますが…よろしいですかね。

○委員一同　　：はい。

○阿部教育次長：はい。それでは会を閉じたいと思います。今年度も有難うございました。またよろしくお願ひいたします。

○宮川委員　　：お疲れさまでした。

《終了》

